

令和8年3月24日

秩父市長 清野 和彦 様

秩父市下水道事業審議会
会長 小久保 賢一

秩父市公共下水道事業における使用料金の適正化について（答申）

令和7年7月2日付け下水 - 57で諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申 書

令和 8 年 3 月

秩父市下水道事業審議会

1 はじめに

秩父市公共下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全等を目的として、昭和 28 年に建設に着手して以来 70 年以上が経過し、下水道整備率は 90% 近くまで達した。

経営面においては、これまで経費節減に積極的に取り組み、効率的な経営に努めてきたが、下水道施設の老朽化に伴う改築更新費用の増大や人口減少等による下水道使用料収入の減少など様々な課題に直面し、令和 2 年に平均改定率 29% の下水道使用料改定を行ったものの、依然として市税を財源とする一般会計から多額の補助を受けることで経営が維持されている。

前回（令和 2 年）の下水道事業審議会では、「今後の下水道使用料の見直しについても、概ね 5 年度ごとに行うことが適当であり、（中略）その時において基準外繰入金 の解消に努める必要がある」と答申されたことから、令和 7 年 7 月 2 日に「公共下水道事業における使用料金の適正化について」市長より諮問を受け、以後 5 回の審議会を開催し、慎重に審議を重ねてきた。

審議の結果、次のとおり意見が集約されたので、ここに答申する。

2 適正な下水道使用料のあり方

（1）平均改定率

秩父市公共下水道事業は、現在の下水道使用料収入で汚水処理に係る経費を賄うことができず、一般会計から多額の基準外繰入金を受けることによって経営が維持されており、地方公営企業における原則である独立採算制が保たれていない。

前回（令和 2 年）の下水道事業審議会では、国が最低水準として要請する使用料単価 150 円/m³への引き上げを行い、基準外繰入金をすべて解消する必要があるとされつつも、「これを一度に解消するのではなく、第 1 段階として半減することを目標とし、平均改定率を 29% とする」と答申し、使用者の急激な負担増を軽減した経緯がある。

「秩父市下水道事業経営戦略」には、水洗化率の向上と費用の縮減に注力することで利用者負担を最小限に抑えながら、目標値として「使用料単価 150 円/m³以上、経費回収率 100%」を設定し、適正な使用料を維持していく計画が示されている。

以上を踏まえ、算定期間内において使用料単価 150 円/m³以上、経費回収率 100% を維持し、基準外繰入金をすべて解消するためには、平均改定率 24.7%が適当である。

（2）改定時期

使用料算定期間と使用者への周知期間等を考慮し、令和 8 年 11 月 1 日から施行することが適当である。

(3) 算定期間

使用料算定期間は、安定性を確保しつつ経済情勢等の変化に対応するため、令和8年度から令和12年度までの5年間とすることが適当である。また、今後の使用料の見直しについても、概ね5年度ごとに行い、使用料の適正性について検証することが適当である。

(4) 使用料体系

使用料体系は、以下の点を踏まえ、表1のとおり改定することが適当である。

ア 基本使用料

下水道事業にかかる経費の大部分は、水使用の有無にかかわらず発生する固定費であり、原則として基本使用料で回収すべき部分であるが、現在の使用料体系では基本使用料で十分に賄えていないことから、基本使用料割合を増加させ、経営の安定化を図る必要がある。また、水使用の多寡にかかわらず使用料が定額となる基本水量制は、その範囲内における利用者間の公平性を確保する観点から廃止する必要がある。

イ 従量使用料

使用料体系のうち、種類区分及び排水量区分については現行どおりとし、排水量区分ごとに定めている使用料単価については、原因者負担の原則及び公平性の観点から、排水量の増加に応じて単価が高くなる累進制を維持することが適当である。しかしながら、多量使用者の水使用が減少した場合、単価の高い排水量区分の収入が減少し、大きな減収を受けることや、地元経済を支える多量使用者の厳しい経営環境を勘案すると、排水量が減少傾向にある現状においては、累進度を極力緩やかにする必要がある。

この累進度の緩和は、前回（令和2年）の下水道事業審議会からの答申により、「今後、検討する必要がある」と指摘された事項であるが、これにより少量使用者への負担が大きくなることが想定されるため、一定の累進度の緩和を図りつつも、少量使用者への負担を極力抑えることに配慮する必要がある。

ウ 公衆浴場用

公衆浴場は、保健衛生上必要不可欠な施設であり、入浴料については、物価統制令により上限額が指定されている。そのため、公衆浴場用の使用料については改定を行わないことが適当である。

表1 新使用料体系（案） < 現行と改定案の比較表 >

1 か月（税抜き）

種類	区分	使用料			
		現行	改定案	改定額	改定率
一般用	基本使用料	905 円	1,175 円	270 円	29.8%
	従量使用料（1 m ³ につき）				
	0m ³ を超え 10m ³ まで	0 円	10 円	10 円	皆増
	10m ³ を超え 20m ³ まで	105 円	130 円	25 円	23.8%
	20m ³ を超え 30m ³ まで	115 円	140 円	25 円	21.7%
	30m ³ を超え 50m ³ まで	135 円	150 円	15 円	11.1%
	50m ³ を超え 100m ³ まで	155 円	170 円	15 円	9.7%
	100m ³ を超え 200m ³ まで	180 円	190 円	10 円	5.6%
	200m ³ を超え 500m ³ まで	195 円	210 円	15 円	7.7%
500m ³ を超える分	205 円	220 円	15 円	7.3%	
公衆浴場用	基本使用料	6,500 円	6,500 円	0 円	0%
	従量使用料（1 m ³ につき）				
	300m ³ を超える分	40 円	40 円	0 円	0%

【参考】水量別使用料 < 現行と改定案の比較表 >

1 か月（税抜き）

汚水排水量	現行	改定案	改定額	改定率
0m ³	905 円	1,175 円	270 円	29.8%
10m ³	905 円	1,275 円	370 円	40.9%
20m ³	1,955 円	2,575 円	620 円	31.7%
50m ³	5,805 円	6,975 円	1,170 円	20.2%
100m ³	13,555 円	15,475 円	1,920 円	14.2%
200m ³	31,555 円	34,475 円	2,920 円	9.3%
500m ³	90,055 円	97,475 円	7,420 円	8.2%
1,000m ³	192,555 円	207,475 円	14,920 円	7.7%

3 付帯意見

前述のほか、下水道使用料改定が住民生活や企業活動に及ぼす影響を考慮し、以下の意見を付帯する。

- (1) 市は、可能な限り事業費の縮減及び下水道使用料改定以外の収入財源の確保に努め、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すること。

- (2) 下水道事業は、住民の命と暮らしを守る重要な生活基盤であるが、その重要性や経営に対する住民の認知度は高いとは言えないことから、下水道事業を円滑に推進するためには、使用者と情報を共有し理解を得ることが重要である。それ故、今回の改定内容はもとより、普段から下水道事業の重要性や効果、現状の取組等について積極的に広報活動を行い、説明責任を果たすこと。
- (3) 下水道使用料改定は、精度の高い経営予測に基づいた慎重な判断が求められることから、概ね5年度ごとの検証はもとより、常に市や使用者の経済状況の把握に努め、過不足のない適切な使用料水準について適時見直しを行い、経済情勢等の変化に対応する必要がある。
- (4) 令和7年1月に八潮市で発生した大規模な道路陥没事故は、下水道管の破損に起因すると見られており、下水道事業が危機的状況であることが公になった今、使用料の低廉化を優先するあまりに必要な投資を次世代に先送りしていかを常に検証し、下水道施設の安全・安心を維持していく必要がある。それ故、この危機感を住民や市の財政部局と共有し、適正な経費負担に基づく財源確保に努め、強靱で持続可能な下水道事業を構築していくこと。

秩父市下水道事業審議会 委員名簿
(令和7年1月31日～令和9年1月30日)

〔敬称略〕

区 分	氏 名	役職名	備考
知識経験者 (第1号委員)	こくほ けんいち 小久保 賢一	公益財団法人埼玉県下水道公社 常務理事兼技師長	会長
	ひきま まさと 引間 正人	関東信越税理士会秩父支部 相談役	副会長
公共団体代表者 (第2号委員)	いわた けいいち 岩田 憲一	秩父広域管工事業協同組合 相談役	
	あかし つとむ 明石 勤	秩父商工会議所工業部会 部会長	
	たしろ かつぞう 田代 勝三	秩父市町会長協議会 会長	
	こばやし かずお 小林 和夫	秩父市商店連盟連合会 副会長	
	くろさわ しげこ 黒澤 しげ子	秩父市くらしの会 書記	
市民公募者 (第3号委員)	くりた ともゆき 栗田 知行		
	あさか たかお 浅香 貴雄		

審議経過

回数	開催日	審議事項
第1回	令和7年 7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 下水道事業経営状況と使用料の推移 ・ 施設見学
第2回	9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料算定の基本的考え方について ・ 下水道使用料のあり方について
第3回	10月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道使用料のあり方について ・ 答申書案について
第4回	12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント及び住民説明会の結果報告 ・ 答申書案について
第5回	令和8年 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申書最終案作成 ・ 答申作業の打合せ